平成２２年（フ）第１８８号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目13番25号岩井ビル２Ｆ
債務者　北原　忠久
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
鹿児島県鹿児島市柳町５番16―205号
債務者　平　よちえ
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１号
沖縄県国頭郡本部町字浦崎384番地１
債務者　田港　朝之
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２２年（フ）第８１号
北海道小樽市勝納町15番437号　雇用促進住宅潮見ヶ丘宿舎１号棟404号室、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目21番８号　ガレージクタニ２Ｆ
債務者　小池田友惠
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８２号
北海道小樽市オタモイ１丁目21番８号　ガレージクタニ２Ｆ、前住所北海道小樽市入船４丁目35番20号
債務者　本間　博恵
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８２号
北海道苫小牧市字勇払155番地の３
債務者　野田　宏二
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第９５号
北海道苫小牧市大成町１丁目13番１―102号
債務者　桑島タマ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４号
岩手県遠野市青笹町糠前31地割25番地11
債務者　佐々木明美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２８号
仙台市青葉区折立５丁目４番７号　県営住宅７号棟403
債務者　底田　初美（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
仙台市泉区加茂１丁目22番地の４
債務者　渡邊　　啓
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５４２号
仙台市青葉区宮町４丁目７番10号　コーポユートピアＢ―105
債務者　渡部　真美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
宮城県柴田郡大河原町字南海道下39番地10　フォーブルホットランチ203号
債務者　佐久間　恵
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６８号
宮城県柴田郡大河原町字新東92番地10　Ａ―201号
債務者　斎藤　　元
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３４号
秋田市上新城中字松木台175番地
債務者　齊藤　智美
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３８号
秋田県潟上市天王字御休下191番地３
債務者　槇木亜希子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１号
秋田市山王新町４番31号
債務者　清水　栄子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２号
秋田市八橋本町２丁目10番14号
債務者　石塚　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１号
福島市笹谷字上成出14番地の２　カントーアパート203、前住所福島市笹谷字東桜水９番地の４　メゾネットタニヤ１号
債務者　伏見美恵子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
福島地方裁判所